

第3次地域福祉計画進捗状況

理念:ともに認め合い、話し合い、支え合いながら 暮らすことができるまち 東村山

資料4

障害者福祉計画			主な取り組み(事業名称等)	これまでの取り組み状況と進捗状況(平成18-23年度)	今後の課題と方針	備考
基本目標	施策の方向	主要施策				
1 みんなで支え・参加する東村山の福祉	(1)障害者に対する理解の促進(心のバリアフリーの促進)	①広報・啓発活動の充実	福祉のつどい・ヘルプカード	○障害者週間「福祉のつどい」の実施(平成23年12月2日～4日)。来場者延べ人数410名 ○「ヘルプカード」、「ヘルプ手帳」の作成・普及。(平成19年9月より配布を開始)周知活動としていきいきプラザ1階にてパネル展示2回 ○東村山あんしんネットワーク会議の開催	○引き続き各事業の広報・啓発を行っていく。	
		②福祉教育の充実	特別支援教育推進計画	○特別支援教育運営委員会啓発部会による、啓発授業の実施。 ○特別支援学校在籍児童・生徒の副籍制度実施。 ○人権教育の実施	○啓発授業・副籍制度・人権教育の継続。 ○理解啓発リーフレットの配布	
		③地域での交流と生涯学習を通じた理解の促進	市民運動会・産業まつり・市民福祉カレッジ	○市民大運動会に「ふれあいのまち」として参加。市民産業まつりへ福祉関係団体による展示・販売を実施。 ○社会福祉協議会による市民福祉カレッジの開催。(平成23年度4講座開催 参加延べ人数80名)	○多くの方に参加して頂けるよう周知の方法を検討する。	
	(2)バリアフリーのまちづくり	①バリアフリーの促進	エレベータ・障害者対応型トイレ設置	○東京都福祉のまちづくり条例に基づいた指導等を行う。 ○久米川駅北口にエレベーター、誘導ブロック、だれでもトイレ等を設置。 ○新秋津駅にエレベーター設置。 ○武蔵大和駅にエレベーター設置。 ○公民館5館、図書館4館にオストメイト用トイレを設置。	○障害担当部署と事業担当課との連携を強め、要望に対応できる体制づくりを検討していく。	
		②移送サービスの充実	コミュニティバス・ハンディキャブ	○平成19年2月よりコミュニティバス久米川循環及び諏訪町循環がスタート。 ○「東村山市公共交通を考える会」を設置し、コミュニティバスの今後のあり方や課題等について検討を行う。 ○ハンディキャブ移送サービスの実施。(社会福祉協議会) 平成23年度運行件数2,217件	○ハンディキャブ移送サービスは「介護タクシーの出現」「訪問看護の充実」等により利用者数が減少傾向ある。また、当サービスは無料で実施しているため財源確保が課題である。	
	(3)障害児教育(療育)・保育の充実	①就学前教育(療育)・保育の充実	幼児訓練室ポッポ・認可保育園・児童クラブ	○第2児童クラブを3か所で開設。障害児の受け入れの充実を図った。平成23年1月末41名登録 ○認可保育園15施設40人枠で受け入れ実施。(平成24年2月末43名登録) ○就学支援シートモデル事業の拡大。 ○特別支援学校コーディネーターによる巡回相談の実施。	○引き続き障害児の受け入れを拡充する。 ○平成24年度中に心身障害児通所訓練事業者「幼児訓練室ポッポ」を法内化移行させ安定したサービス提供を目指す。	
		②学校教育の充実	特別支援教育推進計画	○特別支援教育運営委員会の開催。 ○専門家チーム巡回相談。 ○教員サポーター・学生ボランティアの活用。 ○個別指導計画、個別の教育支援計画の作成。 ○校内委員会の充実。	○特別支援教育運営委員会等を活用し特別支援教育コーディネーターの資質向上及び校内委員会の充実が課題	
		③課外活動の充実	地域デイ・グループ事業・るーと	○地域デイ・グループ事業、日中一時支援事業の実施。 ○「るーと」による「夏休み、冬休み、春休みくらぶ」、「こどもくらぶ」の実施。	○平成24年度中に地域デイ・グループ事業者である「山鳩訓練室」を法内化移行させ安定したサービス提供を目指す。 ○市内ニーズの高い放課後デイサービスなどの情報を事業者に提供し市内福祉サービスを充実させる。	

第3次地域福祉計画進捗状況

理念:ともに認め合い、話し合い、支え合いながら 暮らすことができるまち 東村山

資料4

障害者福祉計画			主な取り組み(事業名称等)	これまでの取り組み状況と進捗状況(平成18-23年度)	今後の課題と方針	備考
基本目標	施策の方向	主要施策				
	(4)生きがいをもてるライフスタイルづくりの支援	①生涯学習の充実とスポーツ・レクリエーション活動の促進	福祉のつどい	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者週間「福祉のつどい」において、「障害のある人たちのアートコンクール」を開催(参加作品数63点)。</li> <li>○障害者に対する本、雑誌、点字図書、録音テープ(文学、音楽、声の市報等)、CD等の郵送、対面朗読の実施。「大きな活字の本」の貸出し。</li> <li>○平成22年度よりデジター録音図書(デジタル録音図書)を設置した。</li> <li>○ハンディキャップ・フライングディスク、ハンディキャップローンボウルズを実施(平成22年度後援)</li> </ul>	○多くの福祉用具等を展示できる広い会場を確保する。	
		②多様な社会参加の促進	ボランティアセンター・るーと	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者週間「福祉のつどい」の実施</li> <li>○るーと「テーマ別おしゃべり会」での障害者の交流。(年12回 参加者数64名)</li> <li>○るーと「グループホーム交流会」の開催(年3回 参加者人数59名)</li> <li>○ボランティアセンターによる障害者のボランティア活動のサポート、情報収集及び提供。</li> </ul>	○市報等で事業をPRし、多くの方が参加できるよう、また活動拠点を増やすなど検討する。	
	(5)自立と社会参加を促す就労支援	①雇用の促進と就労機会の拡大	障害者就労支援事業実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成21年11月に障害者就労支援室を市民センター1階に開設し障害者就労支援事業開始。障害者自立支援法上の就労移行支援サービスだけでなく、幅広く障害者の就労をサポートが可能となった。</li> <li>○地域開拓促進コーディネーターの情報収集及び提供・職場開拓を行う。(平成23年度新規就労者36名)</li> </ul>	○市内企業の開拓が不十分なため、実習生の受入れの提案などを行い、身近な雇用の場となる市内企業を開拓する。。	
		②市内作業所授産施設の再編	授産施設が新体系に移行	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成23年度、市内13施設(通所施設)が障害者自立支援法の障害福祉サービス事業所(生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型)として運営。平成23年度中、4月に1施設、7月に2施設が、新体系移行。(3施設とも就労継続支援B型に移行)</li> <li>○平成24年3月末時点で市内21施設(通所施設)が事業所運営。(8施設が就労継続支援B型に移行。)</li> </ul>	○引き続き通所施設と連携して運営状況を把握していく。	
		③職場参加・就労支援体制の整備	東京都障害者就労支援連絡会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成21年11月に障害者就労支援室を市民センター1階に開設し障害者就労支援事業開始。障害者自立支援法上の就労移行支援サービスだけでなく、幅広く障害者の就労をサポートが可能となった。</li> <li>○東京都障害者就労支援関係機関連絡会及び多摩地区障害者就労支援事業連絡会に参加、障害者の就労支援にあたっての情報交換や事例研究を行う。</li> </ul>	○地域福祉施設や企業との連携し地域での職場参加や就労支援体制を構築する。	
	(1)総合相談の充実	①相談体制の推進	るーと・ふれあいの郷による相談事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相談支援事業を地域自立支援センター「るーと」に委託。(平成23年度相談件数146件)</li> <li>○相談支援事業及び地域活動支援センター I 型事業を「ふれあいの郷」に委託。(平成23年度相談件数288件)</li> <li>○高次脳機能障害者、発達障害者の相談対応充実のため市職員の専門研修の受講。</li> <li>○身体・知的障害者相談員の活用による身近な相談の実施。</li> <li>○平成22年5月に結成した北多摩北部地域高次脳機能障害者支援ネットワーク協議会へ参加。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各相談委託事業の業務内容を整理する。</li> <li>○身体・知的障害者相談員について、権限移譲により東京都事務ではなくなったが、障害のある方の身近な相談先としての必要性から、市の事業として平成24年度以降も継続していく。</li> </ul>	

障害者福祉計画			主な取り組み(事業名称等)	これまでの取り組み状況と進捗状況(平成18-23年度)	今後の課題と方針	備考
基本目標	施策の方向	主要施策				
2 市民の声を聴き・ともに考える		②福祉サービスの利用支援	福祉サービス総合支援事業	○福祉サービス総合支援事業・成年後見制度推進事業の実施について、関係所管と検討を図った。	○成年後見制度利用支援事業の実施について、引き続き検討。	
	(2)情報のバリアフリー化の推進	①障害者の特性に配慮した情報提供の充実	手話通訳者事業・要約筆記派遣事業	○手話・要約筆記者派遣事業を市報を通じて周知する。 ○手話通訳者派遣事業の実施。(派遣件数325件) ○要約筆記者派遣事業の実施。(派遣件数130件) ○SPコードによる通知書の発送。 ○平成23年2月より市のホームページでの音声読み上げソフト対応。	手話登録通訳者の減少しているため人材確保が必要。手話通訳者登録試験の方法について検討する。	
		②多様な情報媒体の活用推進	IT講習会事業	○障害者の状況により、FAXや電子メールで相談を受け付けている。 ○障害支援課にて購入したパソコンを中央公民館に保管し、PCサークル等に貸し出しを行っている。	○引き続き継続する。	
		③行政との情報交換	特別支援学校と福祉学習会事業	○特別支援学校との福祉学習会(年4回程度)の開催。 ○障害者団体との意見交換会の実施。	○特別支援学校生徒の市役所訪問や学習会を開催し、障害施策等の情報提供をしていく。 ○障害のある方からの情報を関係各所管に適切に伝え、今後の施策に活かすため、意見交換会を行う。	
3 ひと・もの・しくみの活用と整備	(1)ボランティアの養成と人材の活用	①ボランティア等福祉人材の養成と活用	ボランティアセンターによる障害者事業	○東村山ボランティアセンターにおける障害者分野でのボランティア活動の紹介。 ○福祉団体への助成金の支出等、住民活動支援の実施。 ○総合震災訓練への福祉協力員の参加等。(災害スタッフボランティア) ○市民福祉カレッジにてボランティア講座を開催	○ボランティア活動を担う人材が不足・高齢化しているためPR活動・養成を行っていく	
		②福祉関連人材の質的向上	事業者や市職員の各種研修事業	○事業者においては、サービス管理責任者等の研修参加、市職員については、障害担当課の勉強会を開催。	○今後予定されている法改正等に対応するため、職員においては積極的に知識習得に努め、円滑なサービス提供を行う。	
	(2)施設の活用と地域の協働による地域福祉の推進	①NPO等民間団体との協働	福祉団体との協働事業	○福祉団体バザーや講演会等への協力(会場確保、後援等)	○引き続き協力していく。	
		②地域施設の活用による拠点づくりと活動の場の充実	るーと・ふれあいの障害者事業	○「るーと」の本人活動・交流活動事業などによる障害者の活動場所を充実。 ○「ふれあいの郷」内に障害者・地域の方が使用できる「ふれあい喫茶」を設置し地域交流の場を提供。 ○社会福祉協議会による「ふれあいスペース『いっぷく』」の設置。	○各委託事業の事業内容を整理し充実させる。	
		③社会福祉協議会との連携強化	連携強化事業	○事業を充実させるため市と社協との定例会議を開催。	○引き続き継続する。	
		①地域生活支援体制の整備	障害者自立支援法のサービスを推進	○移動支援事業の対象年齢を16歳以上から6歳以上に拡大。	○障害特性は障害種別や世帯状況により異なるため、真に必要なサービスを把握し、円滑な提供に努める。	

障害者福祉計画			主な取り組み(事業名称等)	これまでの取り組み状況と進捗状況(平成18-23年度)	今後の課題と方針	備考
基本目標	施策の方向	主要施策				
4 日常生活の中での福祉の充実	(1)地域生活を支える福祉サービスの充実	②自立を促す福祉サービスの充実	障害者自立支援法支援に基づく事業	○居宅介護等・障害者自立支援法による支援の実施。	○障害者自立支援法廃止後の新たな「障害者総合支援法」の施行も踏まえ適切なサービス提供に努める。	
		③地域生活を支える施設サービスの再構築	施設サービス再構築	○施設サービス再編についての協議等を実施。平成24年4月時点で市内21施設(通所施設)が障害者自立支援法の障害福祉サービス事業所を運営。	○引き続き通所施設と連携して運営状況を把握していく。	
		④緊急時援護システムの充実	ヘルプカード	○ヘルプカードの周知活動・配布	○引き続き継続する。	
	(2)地域に根ざした保健・医療サービスの充実	①保健・医療体制との連携による疾病予防と健康管理	医療連携推進協議会	○歯科医療連携推進協議会における障害者の口腔ケア等についての理解の促進。 ○障害児(者)及び要介護者等へのかかりつけ歯科医の紹介。 ○小規模作業所等利用者の健康診断費用についても、補助対象経費として運営費補助を行った。	○指定医療機関の周知方法。	
5 福祉へのまちづくりの協働体制	(1)地域ネットワークの形成	①地域ネットワークの推進	東村山福祉ネットワーク	○東村山福祉ネットワークによる活動、支援。 ○東村山市精神保健福祉ケア検討会における関係機関のネットワーク構築。 ○居宅介護事業所交流会におけるネットワークづくり。	○東村山市地域自立支援協議会(仮称)の設置に向け、既存のネットワークの場とのあり方を検討していく。	
	(2)防災体制の整備	①災害時要援護者対策の推進	総合震災訓練	○6ヶ所の二次避難所を指定。(さやま園・東村山福祉園・コロニー東村山・経済産業省研究所・社会福祉センター・あゆみの家) ○総合震災訓練で要支援者の避難誘導訓練を東京コロニーで実施。 ○平成23年度 東村山市地域防災計画「第3節 災害時要援護者の安全確保」見直し。東村山市災害時要援護者避難支援プランの策定・支援体制の整備を推進していく。 ○総合震災訓練(会場:大袋小学校)の参加調整	○要援護者避難プラン策定において、要援護者の台帳(名簿)作成と個人情報の取り扱い。安否確認の方法。	
	(3)総合的に展開する推進体制の整備	①計画推進体制の整備	障害者福祉計画推進部会	○障害者福祉計画推進部会の開催、計画の進捗管理。	○引き続き、部会委員による事業の進捗管理を行う。	
		②広域連携体制の整備	高次脳機能障害者支援ネットワーク協議会	○平成22年5月に北多摩北部地域高次脳機能障害者支援ネットワーク協議会を結成し、広域で症例検討会、講演会を開催し、人材育成やネットワークの構築を図っている。	○引き続き連携していく。	
		③サービスに対する苦情対応と評価	福祉サービス総合支援事業	○福祉サービス総合支援事業の実施。 ○事業者の自主的取り組みによる福祉サービスの質の向上を図るため「福祉サービス第三者評価」の受審費用を補助。	○判断能力の不十分な方への権利擁護事業を含め、相談、福祉サービスなどを総合的に提供し、地域の方が安心して生活できるよう努めます。	